

「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」支援企業募集要項（追加募集）

第1 趣旨

地方における人口減少が大きな問題となる中、本県経済の活性化を図るため、県内企業等への就職・定着を促進し、これからの地域や産業の担い手を確保することは重要な課題となっています。

そこで、宮崎県では、県内企業等に就職する若者の奨学金の返還を支援する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」を実施することとし、本事業の趣旨に賛同し、県とともに奨学金返還の支援を行う企業等（以下、「支援企業」という。）を募集します。

第2 事業の内容

1 事業の流れ

① みやざき産業人財確保支援基金への積立て

本事業の財源となる基金へ、宮崎県や県外企業の寄附（企業版ふるさと納税）から積立てを行います。

② 支援企業の認定、支援対象者の認定・就職

今回の募集要項により申請のあった県内企業等に対して、県が支援企業の認定を行います。（令和7年6月頃）

支援企業の認定後に企業が内定を出した方のうち、対象となる方（以下、「支援対象者」という。後述第4参照）がいる場合は、別途、本人から県へ支援対象者の申請を行っていただきます。

【対象者の申請時期】

- ・令和8年度当初（3～4月）採用の方の場合…令和7年秋頃から募集開始
 - ・令和8年度途中（5～翌2月）採用の方の場合…令和8年秋頃から募集開始
- ※令和9年度以降の採用者についても同様のスケジュールで実施予定

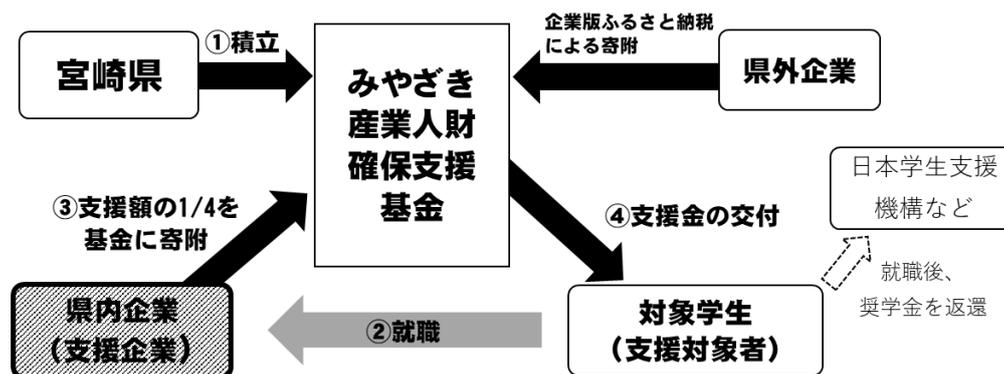
③ 支援企業の負担金の支払い

支援対象者が就職して一定期間（1年、3年、5年）が経過するとき、支援企業は、県が支援対象者に対して交付する支援金のうち、4分の1に相当する額を県の基金へ寄附いただきます。（該当する年の3～4月頃）

④ 支援対象者への支援金の支払い

支援対象者が就職して一定期間（1年、3年、5年）が経過するとき、県の基金から支援対象者に対して、支援金を交付します。（該当する年の5～7月頃）

2 イメージ図



3 支援対象者への支援限度額及び交付額

	支援限度額 (千円)	交付額		
		1年経過時	3年経過時	5年経過時
大学院・6年制大学	1,500	返還残額のうち元本相当額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	返還残額のうち元本相当額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	返還残額のうち元本相当額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額から、1年経過時及び3年経過時に交付した額の合計を控除して得た額
4年制大学・高専（専攻科）	1,000	返還残額のうち元本相当額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	返還残額のうち元本相当額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	返還残額のうち元本相当額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額から、1年経過時及び3年経過時に交付した額の合計を控除して得た額
短大・高専（本科）・ 専修学校専門課程	500	返還残額のうち元本相当額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	返還残額のうち元本相当額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	返還残額のうち元本相当額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額から、1年経過時及び3年経過時に交付した額の合計を控除して得た額
高校・高専（3年次修了）・ 専修学校高等課程	400	返還残額のうち元本相当額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	返還残額のうち元本相当額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	返還残額のうち元本相当額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額から、1年経過時及び3年経過時に交付した額の合計を控除して得た額

※ 支援企業は、一定期間経過時に上記の交付額の4分の1を御負担いただきます。

令和6年9月から、 支援企業の手続の一部が変わりました!!

これまで、継続して事業に参画する場合であっても、毎年度、支援企業の認定を受ける必要があったところ、

**★初年度の1回のみ認定を受ければ、次年度以後も
継続して事業に参画いただくことが可能です。**

⇒毎年度の認定を受ける必要がなくなるため、採用活動がスムーズに開始できます！

※ ただし、認定後、毎年（認定を受けた年度を除く）3月末までに、県に対して支援企業の要件に係る書類（納税証明書等）の提出が必要となります。

※ 認定後、支援企業として事業に参画できなくなった場合には、県に対して認定の一時停止又は取消しを申請することができます。
(ただし、既に就職している支援対象者への支援は、継続となります。)

第3 支援企業の要件

以下の全てに該当すること。

1	県内に主たる事業所を有する企業等又は宮崎県外に主たる事業所を有し、県内勤務に限定した採用枠を有する企業等であること。
2	令和8年度以降に支援対象者（後述第4参照）を雇用する予定であること。 ※令和7年度採用者を対象とした支援企業の募集は、令和5年度に終了しています。
3	次の(1)～(5)に該当すること。 (1) 構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。 (2) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。 (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。 (4) 雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険、その他の労働関係法規等の法令を遵守していること。 (5) その他、本事業の信頼を損なうおそれがないこと。

第4 支援対象者の要件

以下の全てに該当すること。

1	支援企業に、正規雇用により就職する予定のある大学等（※）の在学生又は既卒者であること。 ※大学等…大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程・高等課程、高等学校
2	就職してから5年が経過する日までの就業地域が宮崎県内であること。

第5 対象となる奨学金

日本学生支援機構奨学金、宮崎県育英資金、宮崎県奨学会奨学金

第6 その他の条件

- 1 支援企業は、支援対象者が就職してから5年が経過する日までの就業地域が宮崎県内となるよう、この事業による支援を受ける期間中の人事異動に配慮してください。
- 2 支援企業は、企業説明会やインターンシップ等による積極的な情報発信を行い、支援対象者が大学等在学中に企業研究を行う機会を設けるように努めてください。
- 3 支援企業は、支援対象者が就職後に県に提出する状況報告や、支援金交付の申請に必要な勤務証明書の発行に御協力ください。
- 4 支援企業は、自社のホームページや広報物を活用し、本制度の学生等への周知に努めてください。

第7 支援企業の申請方法

本事業の趣旨に賛同し、奨学金の返還支援に参画する企業等は、以下により県へ申請してください。

1 提出書類

次の①～④の全てを提出してください。(昨年度から様式を変更したため、必ず今年度の様式を使用してください。)

- ① ひなた創生のための奨学金返還支援企業参画申請書(様式第1号)
- ② 暴力団等との関与に関する誓約書
- ③ 特別徴収実施確認・開始誓約書
- ④ 宮崎県の県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に係る徴収金に未納がないことを証する書面
※各県税・総務事務所にて交付を請求してください。

2 提出方法

次の(1)、(2)のいずれかの方法で県へ提出してください。

様式等は、宮崎県電子申請システム又は県庁ホームページ(末尾参照)でダウンロードできます。

(1) 宮崎県電子申請システムによる提出【推奨】

申込フォームに必要事項を記入の上、②～④の書類を添付して送信してください。
①の書類は、申込フォームの内容と同一ですので、ファイルの添付は不要です。

※電子申請システムURL

<https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/202503210943-jinzai-sangyo>

<注意事項>

電子申請システムによる申込み後は、県から受付完了メールが自動で送信されます。
受付完了メールが届かない場合は、申込みができていない可能性がありますので、下記
の問合せ先へ御確認ください。

(2) 郵送による提出

①～④の書類を紙媒体にて郵送してください。

3 提出期限

令和7年5月30日(金) 必着

第8 問合せ先・申請書類提出先

宮崎県 総合政策部 産業政策課 産業企画・外国人材担当
〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話：0985-26-7967 FAX：0985-26-0047
E-mail：sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

※県庁ホームページ「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」の支援企業の追加募集について

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/sangyoseisaku/shigoto/sangyo/hinatashien/20240930165108.html>